



県外から倉吉市へ「J」Uターン（転入）される方が、「くらよし空き家バンク」の賃貸物件に入居する場合所有者に対して家財処分費を補助します。

空き家の家主に対し

1件につき1度限り
最大20万円

補助対象経費

賃貸物件として空き家を整備する際に行った、屋内の家財道具処分に要する経費。

補助額

補助対象経費の額から、家財処分に伴う寄附金その他の収入の額を差し引いた額。上限20万円の範囲内で交付。

他の補助金も利用するときは

市長が別に定める他の補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を補助対象経費とす

条件

- 入居者が、転入日前に連続して3年以上、県外に居住していた方であること
(転入して6ヶ月以内の方を含む)
- 入居者が当該物件に住所を有し、居住すること
- 1年以上、借家として使用させる意思があること
- 空き家バンクに登録している戸建ての賃貸物件に限る

交付申請に必要な書類

- 交付申請書・実績報告書(様式第1号)
- 住宅の写真、位置図
- 賃貸借契約書の写し
- 市町村民税の納税証明書
- 事業実績の詳細が把握できる領収書の写し、写真
- 賃貸物件に入居する者の住民票の写し

申請の期限

入居してから
6ヶ月以内